

調査計画

1 調査の名称

地方公務員給与実態調査

2 調査の目的

地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 ■その他)

都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合・財産区（以下「地方公共団体」という。）並びに特定地方独立行政法人に所属する地方公務員（以下「職員」という。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約 280万人

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

(3) 報告義務者

上記3(2)に規定する職員

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査は、次に掲げる事項について、地方公務員給与実態調査調査票を用いて行う。

ア 一般職に属する職員^(注1)

(ア) 所属する地方公共団体の名称

(イ) 所属する公署の名称

(ウ) 性別

(エ) 満年齢月数

- (オ) 学歴、資格及び免許
- (カ) 経験月数
- (キ) 職種
- (ク) 職務
- (ケ) 職務上の地位
- (コ) 給与の支出される会計の別
- (サ) 採用時における前歴の有無
- (シ) 採用年月
- (ス) 給与月額
- (セ) 給料月額
- (ソ) 諸手当の月額
- (タ) 年間給与の額
- (チ) その他上記(ア)から(タ)までに関連する事項

イ 特別職に属する職員^(注2)

- (ア) 定数
- (イ) 給料（報酬）の額

(注1) 一般職に属する職員のうち、次に掲げる者以外の者をいう。

- ① 臨時又は非常勤の者（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が調査の期日において引き続いて12月を超える者を除く。）
- ② 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受けた者を除く。）
- ③ 未帰還職員

(注2) 特別職に属する職員のうち、次に掲げる者をいう。

- ① 知事、市町村長又は特別区の区長
- ② 副知事、副市町村長又は特別区の副区長
- ③ 議会の議員
- ④ 地方自治法第180条の5第1項第1号から第3号までに掲げる委員会の委員及び同項第4号に掲げる委員並びに同条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる委員会の委員
- ⑤ 地方公営企業管理者
- ⑥ 特定地方独立行政法人の役員

[集計しない事項の有無] 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

令和5年4月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省一都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）（一職員）

総務省一都道府県一都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び特定地方独立行政法人（一職員）

なお、都道府県、市町村及び特別区以外の地方公共団体並びに特定地方独立行政法人については、調査への協力を得て実施する（下記（2）について同じ。）。

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム ■電子メール）
調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

ア 調査票の配布

調査票は、総務大臣が地方公共団体及び特定地方独立行政法人を通じて職員（特別職に属する職員については、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区に限る。）及び特定地方独立行政法人。以下同じ。）に配布する。

イ 調査票の提出

(ア) 職員は、調査票に所定の事項を記入し、当該職員の属する地方公共団体に提出しなければならない。ただし、特定地方独立行政法人の職員にあつては設立する地方公共団体に、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあつては都道府県にそれぞれ提出するものとする。

(イ) 上記（ア）の調査票の提出を受けた地方公共団体は、これに所定の事項を記入し、総務大臣の定める期日までに総務大臣（都道府県及び指定都市以外の地方公共団体にあつては、都道府県を經由して総務大臣）に提出しなければならない。

(ウ) 調査票の提出に当たっては、電子情報処理組織（総合行政ネットワーク（LGWAN）によることとし、これによる提出ができない場合は、郵送により書面又は電磁的記録媒体（CD-R等）で提出することができる。

ウ 調査票は、地方の実情に応じ、職員が記入する事項について、当該職員が属する地方公共団体及び特定地方独立行政法人が記入することも可能とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成30年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 令和5年4月中旬

調査票の提出期限 都道府県及び指定都市 令和5年7月中旬

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体 令和5年8月下旬

8 集計事項

一般職、特別職の別に、次の事項を集計する（詳細は別添1参照）。

I 一般職関係

1 職員数、平均給与月額及び平均基本給月額

(1) 団体区分別、職種別、会計別

(2) 職務区分別

(3) 人口段階別

2 学歴別、経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 団体区分別、職種別、性別

(2) 職務上の地位別

(3) 人口段階別

3 学歴別、年齢別職員数及び平均給料月額

(1) 団体区分別、職種別、性別

(2) 職務上の地位別

(3) 人口段階別

4 扶養手当受給職員数及び平均扶養手当月額

(1) 団体区分別、職種別、会計別

(2) 扶養親族数

5 地域手当受給職員数及び平均地域手当月額

(1) 団体区分別、職種別、会計別

(2) 手当支給割合

6 通勤手当受給職員数及び平均通勤手当月額

(1) 団体区分別、職種別、会計別

(2) 通勤方法別

7 年間給与の額

(1) 団体区分別、職種別、会計別

(2) 学歴別、経験年数別

II 特別職関係

地位別職員数及び平均給料（報酬）月額

(1) 団体区分別

(2) 人口段階別

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧

(2) 公表の期日 調査結果は、令和6年3月までにインターネット（総務省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat））に掲載して公表し、同年7月までに結果報告書を刊行する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他

使用しない

本調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにすることを目的とする調査であるため、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年	総務省自治行政局公務員部長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	総務省自治行政局公務員部長
その他関係書類	1年	総務省自治行政局公務員部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

なし

第1表の1 団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額

(1) 全地方公共団体 (男女計)

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)					
		合 計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当		
全 会 計	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 企業職 うちバス事業運転手 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員 警察職 臨時職員 特定地方独立行政法人職員 特定地方独立行政法人臨時職員 全職種合計	(1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等	(男女計) (男) (女)				
普 通 会 計	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員 警察職 臨時職員 全職種合計						

第1表の2 団体区分別、職種別、都道府県別職員数及び平均基本給月額

(1) 都道府県及び指定都市

全 職 種

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)			
		合 計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
小計					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
小計					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
小計					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
小計					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
小計					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
小計					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
小計					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					
小計					
東京都を除く計					
都道府県計					
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
指定都市計					

全職種
一般行政職
技能労務職
高等学校教育職
小・中学校教育職
警察職

第1表の2 団体区分別、職種別、都道府県別職員数及び平均基本給月額

(2) 市

全職種

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)			
		合 計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当
北海道	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (2) 市 (3) 町村 (4) 一部事務組合等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 全職種 一般行政職 技能労務職 高等学校教育職 小・中学校教育職 </div>			
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
小計					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
小計					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
小計					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
小計					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
小計					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
小計					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
小計					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					
小計					
東京都を除く計					
都道府県計					

第1表の3 市及び町村の職種別、人口段階別職員数及び平均基本給月額

(1) 一般行政職

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)				
		合 計	給 料	扶 養 手 当 地 域 手 当		
市	中核市	0-1				
	特例市	0-2				
	一般市					
	50,000人未満	I-0				
		I-1				
		I-2				
		I-3				
		小計				
	50,000人以上 100,000人未満	II-0				
		II-1				
		II-2				
		II-3				
		小計				
	100,000人以上 150,000人未満	III-0				
		III-1				
III-2						
III-3						
小計						
150,000人以上	IV-0					
	IV-1					
	IV-2					
	IV-3					
	小計					
市 計						
町村	5,000人未満	I-0				
		I-1				
		I-2				
		小計				
	5,000人以上 10,000人未満	II-0				
		II-1				
		II-2				
		小計				
	10,000人以上 15,000人未満	III-0				
		III-1				
		III-2				
		小計				
	15,000人以上 20,000人未満	IV-0				
		IV-1				
		IV-2				
小計						
20,000人以上	V-0					
	V-1					
	V-2					
	小計					
町 村 計						

(1) 一般行政職
(2) 技能労務職

第1表の4 職務区分別職員数及び平均基本給月額

全地方公共団体

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)			
		合 計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当
総計 (02+69+114)	01				
普通会計計 (03+45)	02				
一般行政部門 (04+27)	03				
一般行政関係計 (05+06+09+12+13+19+22)	04				
議会関係	05				
総務企画関係計 (07+08)	06				
電算関係	07				
その他総務企画関係	08				
税務関係計 (10+11)	09				
税務職	10				
その他税務関係	11				
労働関係	12				
農林水産関係計 (14+15+16+17+18)	13				
農業改良普及員等	14				
土地改良関係職員	15				
農林水産関係獣医師	16				
農林水産試験研究養成機関職員	17				
その他農林水産関係	18				
商工関係計 (20+21)	19				
商工関係試験研究養成機関職員	20				
その他商工関係	21				
土木関係計 (23+24+25+26)	22				
事務職員	23				
技術職員	24				
土木工夫	25				
その他土木関係	26				
福祉関係計 (28+36)	27				
民生関係計 (29+30+31+32+33+34+35)	28				
保育所保育士	29				
その他保育所職員	30				
ケースワーカー	31				
ホームヘルパー	32				
その他社会福祉施設職員	33				
その他福祉事務所職員	34				
その他民生関係	35				
衛生関係計 (37+42+43+44)	36				
保健所	37				
小計 (38+39+40+41)	38				
医師・歯科医師	39				
保健師	40				
その他衛生・医療技術者(獣医師除く。)	41				
その他保健所職員	42				
衛生関係試験研究養成機関職員	43				
衛生関係獣医師	44				
その他衛生関係	45				
特別行政部門 (46+61)	46				
教育関係計 (47+51+56+59+60)	47				
教員	48				
小計 (48+49+50)	49				
学校教員	50				
社会教育主事	51				
指導主事	52				
学校事務職員	53				
小計 (52+53+54+55)	54				
小・中学校事務職員	55				
高等学校事務職員	56				
大学(短大)事務職員	57				
その他学校事務職員	58				
給食関係	59				
小計 (57+58)	60				
学校栄養職員	61				
調理員・給食員	62				
学校以外の教育関係事務職員	63				
その他の教育関係	64				
消防・警察関係計 (62+66)	65				
消防関係	66				
計 (63+64+65)	67				
消防吏員	68				
常勤の消防団員	69				
その他の消防職員	70				
警察関係	71				
計 (67+68)	72				
警察官	73				
その他警察関係	74				

区 分	職 員 数 (人)	平 均 基 本 給 月 額 (円)			
		合 計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当
公営企業会計関係 計 (70+75+79+100+111)	69				
水道事業 計 (71+72+73+74)	70				
事務職	71				
技術職	72				
検針・集金員	73				
その他	74				
工業用水道事業 計 (76+77+78)	75				
事務職	76				
技術職	77				
その他	78				
交通事業 計 (83+88+93+97)	79				
事務職 (84+89+94+98)	80				
運転手 (86+90+95)	81				
その他 (85+87+91+92+96+99)	82				
バス					
小計 (84+85+86+87)	83				
事務職	84				
整備員	85				
運転手	86				
その他	87				
地下鉄					
小計 (89+90+91+92)	88				
事務職	89				
運転手	90				
車掌	91				
その他	92				
路面電車					
小計 (94+95+96)	93				
事務職	94				
運転手	95				
その他	96				
その他					
小計 (98+99)	97				
事務職	98				
その他	99				
病院事業 計(101~110)	100				
医師・歯科医師職	101				
薬剤師・医療技術職	102				
保健師	103				
看護師	104				
准看護師	105				
看護助手	106				
給食(技能労務)	107				
清掃(技能労務)	108				
事務職	109				
その他	110				
その他 計(112+113)	111				
事務職	112				
その他	113				
その他会計 計(115+130+133)	114				
その他公営企業会計 計(116+127)	115				
病院事業 計(117~126)	116				
医師・歯科医師職	117				
薬剤師・医療技術職	118				
保健師	119				
看護師	120				
准看護師	121				
看護助手	122				
給食(技能労務)	123				
清掃(技能労務)	124				
事務職	125				
その他	126				
その他					
小計(128+129)	127				
事務職	128				
その他	129				
その他事業会計 計(131+132)	130				
事務職	131				
その他	132				
特定地方独立行政法人 計(134+135)	133				
事務職	134				
その他	135				

第2表の1 団体区分別、男女別、職種別、学歴別、経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 全地方公共団体

全職種 (男女計)

(単位：人・円)

	学歴計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
	職員数	平均給料月額								
1年未満										
1年以上2年未満										
2年以上3年未満										
3年以上5年未満										
小計										
5年以上7年未満										
7年以上10年未満										
小計										
10年以上15年未満										
15年以上20年未満										
20年以上25年未満										
25年以上30年未満										
30年以上35年未満										
35年以上										
合計										
平均経験年数 (年)										

(1) 全地方公共団体
 (2) 都道府県
 (3) 指定都市
 (4) 市
 (5) 町村
 (6) 特別区
 (7) 一部事務組合等

全職種
 一般行政職
 技能労務職
 高等学校教育職
 小・中学校教育職
 警察職

(男女計)
 (男)
 (女)

第2表の2 都道府県及び指定都市の各団体別、職種別、学歴別、経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 一般行政職（学歴合計）

(単位：人・円)

	合計		1年未満		1年以上 2年未満		2年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上 7年未満		7年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上 35年未満		35年以上		平均 給料 月額	
	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額		
北海道	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> (1) 一般行政職 (2) 技能労務職 (3) 高等学校教育職 (4) 小・中学校教育職 (5) 警察職 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> (学歴合計) (大学卒) (短大卒) (高校卒) (中学卒) </div> </div>																											
青森県																												
岩手県																												
宮城県																												
秋田県																												
山形県																												
福島県																												
小計																												
茨城県																												
栃木県																												
群馬県																												
埼玉県																												
千葉県																												
東京都																												
神奈川県																												
小計																												
新潟県																												
富山県																												
石川県																												
福井県																												
小計																												
山梨県																												
長野県																												
岐阜県																												
静岡県																												
愛知県																												
三重県																												
小計																												
滋賀県																												
京都府																												
大阪府																												
兵庫県																												
奈良県																												
和歌山県																												
小計																												
鳥取県																												
島根県																												
岡山県																												
広島県																												
山口県																												
小計																												
徳島県																												
香川県																												
愛媛県																												
高知県																												
小計																												
福岡県																												
佐賀県																												
長崎県																												
熊本県																												
大分県																												
宮崎県																												
鹿児島県																												
沖縄県																												
小計																												
東京都を除く計																												
都道府県計																												
札幌市																												
仙台市																												
さいたま市																												
千葉市																												
横浜市																												
川崎市																												
相模原市																												
新潟市																												
静岡市																												
浜松市																												
名古屋市																												
京都市																												
大阪市																												
堺市																												
神戸市																												
岡山市																												
広島市																												
北九州市																												
福岡市																												
熊本市																												
指定都市計																												

(注) 再任用職員を除く（以下第2表の2について同じ。）。

第2表の3 市及び町村の職種別、学歴別、人口段階別、経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 一般行政職(学歴合計)

(単位：人・円)

		合計		1年未満		1年以上 2年未満		2年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上 7年未満		7年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上 35年未満		35年以上		平均 経験 年数		
		職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額			
市	中核市	0-1																												
	特例市	0-2																												
	一般市		I-0																											
			I-1																											
		50,000人未満	I-2																											
			I-3																											
		小計																												
	50,000人以上 100,000人未満		II-0																											
			II-1																											
			II-2																											
			II-3																											
		小計																												
	100,000人以上 150,000人未満		III-0																											
			III-1																											
			III-2																											
			III-3																											
	小計																													
150,000人以上		IV-0																												
		IV-1																												
		IV-2																												
		IV-3																												
	小計																													
	市計																													
町村		I-0																												
	5,000人未満	I-1																												
		I-2																												
		小計																												
	5,000人以上 10,000人未満	II-0																												
		II-1																												
		II-2																												
		小計																												
	10,000人以上 15,000人未満	III-0																												
		III-1																												
		III-2																												
		小計																												
	15,000人以上 20,000人未満	IV-0																												
		IV-1																												
		IV-2																												
		小計																												
20,000人以上	V-0																													
	V-1																													
	V-2																													
	小計																													
	町村計																													

(1) 一般行政職
(2) 技能労務職

(学歴合計)
(大学卒)
(短大卒)
(高校卒)
(中学卒)

(注) 再任用職員を除く(以下第2表の3について同じ。)

第2表の4 団体区分別、学歴別、一般行政職の職務上の地位別、経験年数別職員数及び平均給料月額

(1) 都道府県 部(局)長及び相当職 (単位：人・円)

	学歴計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
合計	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> その他職員に限る。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) 都道府県 (2) 指定都市 (3) 市 (4) 町村 (5) 特別区 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 部(局)長及び相当職 課長及び相当職 課長補佐及び相当職 係長及び相当職 その他職員 </div> </div>									
5年未満										
5年以上10年未満										
10年以上15年未満										
15年以上20年未満										
20年以上25年未満										
25年以上30年未満										
30年以上35年未満										
35年以上										
平均経験年数(年)										

第3表の1 団体区分別、職種別、年齢別職員数

(1) 全地方公共団体

(単位：人)

	合計	一般職員	一般行政職	税務職	海事職(一)	海事職(二)	研究職	医師・ 歯科医師職	薬剤師・ 医療技術職	看護・ 保健職	福祉職	消防職	企業職	技能労務職	第一号 任期付 研究員	第二号 任期付 研究員	特定任期付 職員	教育公務員	大学教育職	
18歳未満																				
18歳～19歳																				
小計																				
20歳～21歳																				
22歳～23歳																				
24歳～25歳																				
26歳～27歳																				
28歳～29歳																				
小計																				
30歳～31歳																				
32歳～33歳																				
34歳～35歳																				
36歳～37歳																				
38歳～39歳																				
小計																				
40歳～41歳																				
42歳～43歳																				
44歳～45歳																				
46歳～47歳																				
48歳～49歳																				
小計																				
50歳～51歳																				
52歳～53歳																				
54歳																				
小計																				
55歳																				
56歳																				
57歳																				
58歳																				
59歳																				
小計																				
60歳																				
61歳																				
62歳																				
63歳																				
64歳～67歳																				
68歳以上																				
小計																				
合計																				
平均年齢(歳)																				

- (1) 全地方公共団体
- (2) 都道府県
- (3) 指定都市
- (4) 市
- (5) 町村
- (6) 特別区
- (7) 一部事務組合等

第3表の1

(1) 全地

(単位：人)

	短期大学 教育職	高等学校 教育職	特別支援 学校教育職	専修・各種 学校 教育職	小・中学校 教育職	幼稚園 教育職	高等専門 学校 教育職	その他の 教育職	警察職	臨時職員	特定地方 独立行政 法人職員	特定地方 独立行政 法人臨時職員
18歳未満												
18歳～19歳												
小計												
20歳～21歳												
22歳～23歳												
24歳～25歳												
26歳～27歳												
28歳～29歳												
小計												
30歳～31歳												
32歳～33歳												
34歳～35歳												
36歳～37歳												
38歳～39歳												
小計												
40歳～41歳												
42歳～43歳												
44歳～45歳												
46歳～47歳												
48歳～49歳												
小計												
50歳～51歳												
52歳～53歳												
54歳												
小計												
55歳												
56歳												
57歳												
58歳												
59歳												
小計												
60歳												
61歳												
62歳												
63歳												
64歳～67歳												
68歳以上												
小計												
合計												
平均年齢（歳）												

第3表の2 団体区分別、男女別、職種別、学歴別、年齢別職員数及び平均給料月額

(1) 全地方公共団体

全職種 (男女計)

(単位：人・円)

	学歴計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
18歳未満	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全職種 一般行政職 技能労務職 高等学校教育職 小・中学校教育職 警察職 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (男女計) (男) (女) </div> </div>									
18歳・19歳										
20歳～23歳										
24歳～27歳										
28歳～31歳										
32歳～35歳										
36歳～39歳										
40歳～43歳										
44歳～47歳										
48歳～51歳										
52歳～55歳										
56歳～59歳										
60歳～63歳										
64歳～67歳										
68歳以上										
合計										
平均年齢 (歳)										

第3表の3 都道府県及び指定都市の各団体別、職種別、年齢別職員数及び平均給料月額

(1) 一般行政職

	合計		18歳未満		18歳・19歳		20歳～23歳		24歳～27歳		28歳～31歳		32歳～35歳		36歳～39歳		40歳～43歳	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
小計																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
小計																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
小計																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
小計																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
小計																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
小計																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
小計																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
小計																		
東京都を除く計																		
都道府県計																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
相模原市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
岡山市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
熊本市																		
指定都市計																		

(1) 一般行政職
(2) 技能労務職
(3) 高等学校教育職
(4) 小・中学校教育職
(5) 警察職

(単位：人・円)

44歳～47歳		48歳～51歳		52歳～55歳		56歳～59歳		60歳～63歳		64歳～67歳		68歳以上		平均年齢 (歳)
職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額											

第3表の4 団体区分別、職種別、年齢別職員数

(1) 一般行政職 (学歴合計)

	合計		18歳未満		18歳・19歳		20歳～23歳		24歳～
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数
市	中核市	0-1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (1) 一般行政職 (2) 技能労務職 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (学歴合計) (大学卒) (短大卒) (高校卒) (中学卒) </div>					
	特例市	0-2							
		I-0							
		I-1							
	50,000人未満	I-2							
		I-3							
		小計							
		II-0							
		II-1							
	50,000人以上 100,000人未満	II-2							
		II-3							
		小計							
		III-0							
		III-1							
	100,000人以上 150,000人未満	III-2							
		III-3							
		小計							
		IV-0							
		IV-1							
	150,000人以上	IV-2							
	IV-3								
	小計								
	市計								
町村		I-0							
		I-1							
	5,000人未満	I-2							
		小計							
		II-0							
		II-1							
	5,000人以上 10,000人未満	II-2							
		小計							
		III-0							
		III-1							
	10,000人以上 15,000人未満	III-2							
		小計							
		IV-0							
		IV-1							
	15,000人以上 20,000人未満	IV-2							
		小計							
		V-0							
		V-1							
20,000人以上	V-2								
	小計								
	町村計								

(注) 再任用職員を除く(以下第3表の4について同じ。)

27歳	28歳～31歳		32歳～35歳		36歳～39歳		40歳～43歳		44歳～47歳		48歳～51歳	
平均給料 月額	職員数	平均給料 月額										

(単位：人・円)

(単位：人・円)

52歳～55歳		56歳～59歳		60歳～63歳		64歳～67歳		68歳以上		平均年齢 (歳)
職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	職員数	平均給料 月額	

第3表の5 団体区分別、学歴別、一般行政職の職務上の地位別、年齢別職員数及び平均給料月額

(1) 都道府県 部(局)長及び相当職

(単位：人・円)

	学歴計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
合計	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> (1) 都道府県 (2) 指定都市 (3) 市 (4) 町村 (5) 特別区 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 部(局)長及び相当職 課長及び相当職 課長補佐及び相当職 係長及び相当職 その他職員 </div> </div>									
18歳未満										
18・19歳										
20歳～23歳										
24歳～27歳										
28歳～31歳										
32歳～35歳										
36歳～39歳										
40歳～43歳										
44歳～47歳										
48歳～51歳										
52歳～55歳										
56歳～59歳										
60歳～63歳										
64歳～67歳										
68歳以上										
平均年齢(歳)										

その他職員に限る。

第4表 団体区分別、会計別、職種別、扶養親族別職員数

(1) 全地方公共団体

単位：人

	合計	扶養親族である配偶者を有する者									
		配偶者	配偶者以外の扶養親族	計	扶養親族である子				計	扶養親族である父母等	
					1人	2人	3人	4人以上		1人	2人以上
全	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 企業職 うちバス事業運転手 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 特定地方独立行政法人職員 特定地方独立行政法人臨時職員 全職種合計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等 </div>							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 扶養親族である配偶者を有する者 扶養親族でない配偶者を有する者 配偶者を有しない者 </div>		
普	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 全職種合計										
会	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 全職種合計										
計											

第5表 団体区分別、会計別、職種別平均扶養手当月額

(1) 全地方公共団体

(単位：人・円)

	全職員			受給者			扶養手当 非受給者
	職員数	平均扶養 手当月額	一人当たり 扶養親族数	職員数	平均扶養 手当月額	一人当たり 扶養親族数	
<p>全</p> <p>会</p> <p>計</p> <p>普</p> <p>通</p> <p>会</p> <p>計</p>	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 企業職 うちバス事業運転手 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 特定地方独立行政法人職員 特定地方独立行政法人臨時職員 全職種合計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>(1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合</p> </div>					
一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 全職種合計							

第6表 団体区分別、会計別、職種別、地域手当支給割合別職員数及び平均地域手当月額

(1) 全地方公共団体

(単位：人・円)

	受給者合計		合計																											
			20%を超える		20%		16%を超え 20%未満		16%		15%を超え 16%未満		15%		12%を超え 15%未満		12%		10%を超え 12%未満		10%		6%を超え 10%未満		6%		3%を超え 6%未満		3%	
	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額	職員数	平均地域 手当月額
全	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 企業職 うちバス事業運転手 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 特定地方独立行政法人職員 特定地方独立行政法人臨時職員 全職種合計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等 </div>																												
普 通 会 計	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 全職種合計																													

第7表 団体区分別、会計別、職種別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当月額

(1) 全地方公共団体

(単位：人・円)

区 分	受給者合計		交通機関等利用者		自動車等使用者		併用者						その他		非受給職員数	受給者割合 (%)
	職員数	平均通勤手当月額	職員数	平均通勤手当月額	職員数	平均通勤手当月額	合計		運賃等と自動車等の合計額		運賃等のみの額		自動車等のみの額			
							職員数	平均通勤手当月額	職員数	平均通勤手当月額	職員数	平均通勤手当月額	職員数	平均通勤手当月額		
全 会 計	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 企業職 うちバス事業運転手 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 特定地方独立行政法人職員 特定地方独立行政法人臨時職員 全職種合計	(1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等														
普 通 会 計	一般行政職 税務職 海事職(一) 海事職(二) 研究職 医師・歯科医師職 薬剤師・医療技術職 看護・保健職 福祉職 消防職 技能労務職 うち清掃職員 うち学校給食員 うち守衛 うち用務員 うち自動車運転手 うちその他 第一号任期付研究員 第二号任期付研究員 特定任期付職員 一般職員計 大学教育職 短期大学教育職 高等学校教育職 特別支援学校教育職 専修・各種学校教育職 小・中学校教育職 幼稚園教育職 高等専門学校教育職 その他の教育職 教育公務員計 警察職 臨時職員 全職種合計															

第8表 団体区分別、会計別、職種別、学歴別、経験年数別職員数及び平均年間給与

(1) 全地方公共団体 全会計 一般行政職 (単位：人・千円)

	学歴計		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
	職員数	平均年間給与	職員数	平均年間給与	職員数	平均年間給与	職員数	平均年間給与	職員数	平均年間給与
1年未満	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> (1) 全地方公共団体 (2) 都道府県 (3) 指定都市 (4) 市 (5) 町村 (6) 特別区 (7) 一部事務組合等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> 全会計 普通会計 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 一般行政職 技能労務職 高等学校教育職 小・中学校教育職 警察職 </div> </div>									
1年以上2年未満										
2年以上3年未満										
3年以上5年未満										
小計										
5年以上7年未満										
7年以上10年未満										
小計										
10年以上15年未満										
15年以上20年未満										
20年以上25年未満										
25年以上30年未満										
30年以上35年未満										
35年以上										
合計										
平均経験年数(年)										

第9表 特別職に属する職員の定数及び平均給料（報酬）月額

(1) 団体区分別 都道府県及び指定都市

(単位：人・円)

	都道府県														
	年額		月額		日額		年額と月額の併給		年額と日額の併給		月額と日額の併給				
	定数	1人当たり給料又は報酬	定数	1人当たり給料又は報酬	定数	1人当たり給料又は報酬	定数	年額	月額	定数	年額	日額	定数	月額	日額
								1人当たり給料又は報酬	1人当たり給料又は報酬		1人当たり給料又は報酬	1人当たり給料又は報酬		1人当たり給料又は報酬	
知事・市長															
副知事・副市長															
議会 ┌議長 ├副議長 └議員															
教育 ┌委員長 委員会├教育長 └委員															
選挙管理 ┌委員長 委員会└委員															
人事 ┌委員長 委員会├委員 └非常勤															
監査 ┌知識経 委員会├験を有 └する者															
公安 ┌委員長 委員会└委員															
地方労働 ┌会長 委員会├使用者委員 └労働者委員															
取用 ┌会長 委員会└委員															
海区漁業調整委員会 又は農業委員会															
内水面漁場管理委員会又は 固定資産評価審査委員会															
地方公営企業管理者 ┌理事長 ├副理事長 └監事															
特定地方 独立行政法人 ┌理事長 ├理事 └監事															

(注) 「1人当たり給料及び報酬」欄の額は1団体当たりの単純平均である。

第9表 特別職に属する職員の定数及び平均給料（報酬）月額

(2) 人口段階別 市及び町村

(単位：人・円)

	市区町村長		副市区町村長		議 会						監査員（見識を有する者）				地方公営企業管理者		教育長		
	定数	1人当たり 給料月額	定数	1人当たり 給料月額	議 長		副 議 長		議 員		代表監査委員（常勤）		監査委員（常勤）		定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	
					定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額					
市	中核市	0-1																	
	特例市	0-2																	
	50,000人未満	I-0																	
		I-1																	
		I-2																	
		I-3																	
		小計																	
	50,000人以上 100,000人未満	II-0																	
		II-1																	
		II-2																	
		II-3																	
		小計																	
	100,000人以上 150,000人未満	III-0																	
		III-1																	
		III-2																	
		III-3																	
小計																			
150,000人以上	IV-0																		
	IV-1																		
	IV-2																		
	IV-3																		
	小計																		
市計																			
町村	5,000人未満	I-0																	
		I-1																	
		I-2																	
		小計																	
	5,000人以上 10,000人未満	II-0																	
		II-1																	
		II-2																	
		小計																	
	10,000人以上 15,000人未満	III-0																	
		III-1																	
		III-2																	
		小計																	
	15,000人以上 20,000人未満	IV-0																	
		IV-1																	
		IV-2																	
		小計																	
20,000人以上	V-0																		
	V-1																		
	V-2																		
	小計																		
町村計																			

(注) 「1人当たり給料月額」及び「1人当たり報酬月額」欄の額は1団体当たりの単純平均である。

第10表 都道府県及び指定都市の各団体別特別職の職員等の定数及び平均給料（報酬）月額

(2) 指定都市

(単位：人・円)

	監査委員								農業委員会						固定資産評価審査委員会				地方公営企業管理者		
	知識経験を有する者				委員				議員		委員長		委員		委員長		委員				
	代表監査委員																				
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	定数	1人当たり報酬月額	定数	1人当たり報酬月額	定数	1人当たり報酬月額	定数	1人当たり報酬月額	定数	1人当たり報酬月額	定数	1人当たり給料月額	
札幌市																					
仙台市																					
さいたま市																					
千葉市																					
横浜市																					
川崎市																					
相模原市																					
新潟市																					
静岡市																					
浜松市																					
名古屋市																					
京都市																					
大阪市																					
堺市																					
神戸市																					
岡山市																					
広島市																					
北九州市																					
福岡市																					
熊本市																					
指定都市計																					

第11表 市及び町村の都道府県別特別職の職員等の定数及び平均給料（報酬）月額

(1) 市

(単位：人・円)

	市長		副市長		議会						教育委員会						選挙管理委員会				人事委員会又は公平委員会					
					議長		副議長		議員		委員長		教育長		委員		委員長		委員		委員長		委員			
	定数	1人当たり 給料月額	定数	1人当たり 給料月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額
北海道																										
青森県																										
岩手県																										
宮城県																										
秋田県																										
山形県																										
福島県																										
小計																										
茨城県																										
栃木県																										
群馬県																										
埼玉県																										
千葉県																										
東京都																										
神奈川県																										
小計																										
新潟県																										
富山県																										
石川県																										
福井県																										
小計																										
山梨県																										
長野県																										
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
小計																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
小計																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
小計																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
小計																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
小計																										
東京都を除く計																										
都道府県計																										

第11表 市及び町村の都道府県別特別職の職員等の定数及び平均給料（報酬）月額

(2) 町 村

	町村長		副町村長		議会						教育委員会						選挙管理委員会				人事委員会又は公平委員会				
					議長		副議長		議員		委員長		教育長		委員		委員長		委員		委員長		委員		
	定数	1人当たり 給料月額	定数	1人当たり 給料月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	定数	1人当たり 報酬月額	
北海道																									
青森県																									
岩手県																									
宮城県																									
秋田県																									
山形県																									
福島県																									
小計																									
茨城県																									
栃木県																									
群馬県																									
埼玉県																									
千葉県																									
東京都																									
神奈川県																									
小計																									
新潟県																									
富山県																									
石川県																									
福井県																									
小計																									
山梨県																									
長野県																									
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
小計																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
小計																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
小計																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
小計																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
小計																									
東京都を除く計																									
都道府県計																									

参考

地方公務員給与実態調査

○復元推計の方法について

調査対象者からの回答を集計しているものであり、推計や調整は実施していない。

○目標精度や回収率について

本調査において、目標精度は設定していない。また、回収率は以下のとおり。

	H15 年	H20 年	H25 年	H30 年
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
オンライン回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有効回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%